

# 平成22年生駒市議会（第1回）定例会議案

平成22年3月9日

生 駒 市

平成 22 年生駒市議会（第 1 回）定例会議案目録

議案番号	議案名	頁
議案第 1 号	専決処分につき承認を求めることについて (訴えの提起について)	1～3
議案第 2 号	平成 22 年度生駒市一般会計予算	別冊
議案第 3 号	平成 22 年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算	別冊
議案第 4 号	平成 22 年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計予算	別冊
議案第 5 号	平成 22 年度生駒市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 6 号	平成 22 年度生駒市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 7 号	平成 22 年度生駒市老人保健特別会計予算	別冊
議案第 8 号	平成 22 年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 9 号	平成 22 年度生駒市下水道事業特別会計予算	別冊
議案第 10 号	平成 22 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計予算	別冊
議案第 11 号	平成 22 年度生駒市水道事業会計予算	別冊
議案第 12 号	平成 21 年度生駒市一般会計補正予算(第 8 回)	4～16
議案第 13 号	平成 21 年度生駒市介護保険特別会計補正予算(第 2 回)	17～21
議案第 14 号	平成 21 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 回)	22～25
議案第 15 号	平成 21 年度生駒市下水道事業特別会計補正予算(第 3 回)	26～27
議案第 16 号	生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	28
議案第 17 号	生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	29～31
議案第 18 号	生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	32～33
議案第 19 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	34～35
議案第 20 号	生駒市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について	36
議案第 21 号	生駒市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について	37～43
議案第 22 号	生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	44
議案第 23 号	生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	45～46
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	47

議案第 1 号

専決処分につき承認を求めることについて

訴えを提起することについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成22年2月8日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成22年3月9日提出

生駒市長 山下 真

専 決 処 分 書

訴えの提起について

下記のとおり返還請求の訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

記

1 訴えの相手方の住所及び氏名

●●●●●●●●●●●●●●●●●●  
● ● ●●●

2 請求の要旨

訴えの相手方は、実際には●●●で経済力ある男性と内縁関係で一緒に居住しており、前夫からの養育費や南都育英会奨学金、娘のアルバイト収入があるのに、生駒市福祉事務所の生活保護担当者に、母子家庭であり、生駒市内で母子共に居住しており無収入であると虚偽の申告を行った。

またこれらの事実を隠蔽するため、賃貸借契約書を偽造し、わずかな期間の収入申告も娘のアルバイト収入の給与明細書を偽造して当福祉事務所に提出した。

こういった手段により、平成17年10月1日から平成21年12月31日までに生活保護費9,931,358円を詐取したものである。

内容証明郵便で返還を求めたが、応じないため訴えを提起する。

3 訴訟遂行の方針

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

- (2) 第1審判決の結果、必要があるときは上訴する。
- (3) 訴訟の進行に応じて、必要があるときは適当と認める条件で和解することができる。

平成22年2月8日

生駒市長 山下 真

議案第 12 号

平成 21 年度生駒市一般会計補正予算（第 8 回）

平成 21 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 8 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 6 4 , 9 3 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 2 , 3 9 6 , 2 9 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

平成 22 年 3 月 9 日提出

生駒市長 山下 真

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 使用料及び手数料		592,239	10,682	602,921
	1 使用料	484,076	10,682	494,758
14 国庫支出金		3,022,386	252,453	3,274,839
	2 国庫補助金	1,082,255	252,453	1,334,708
18 繰入金		1,312,450	46,800	1,359,250
	1 基金繰入金	1,312,450	46,800	1,359,250
20 諸収入		730,217	50,001	780,218
	4 雑入	691,955	50,001	741,956
21 市債		2,342,300	105,000	2,447,300
	1 市債	2,342,300	105,000	2,447,300
歳 入 合 計		31,931,358	464,936	32,396,294

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,065,596	83,059	4,148,655
	1 総務管理費	3,246,974	83,059	3,330,033
3 民生費		9,368,728	127	9,368,855
	1 社会福祉費	4,019,945	-47,500	3,972,445
	2 児童福祉費	3,507,020	47,627	3,554,647
4 衛生費		3,594,980	6,000	3,600,980
	2 清掃費	2,385,356	6,000	2,391,356
6 土木費		3,924,093	58,250	3,982,343
	2 道路橋梁及び河川費	811,252	48,150	859,402
	3 都市計画費	1,958,682	10,100	1,968,782
7 消防費		1,427,632	14,000	1,441,632
	1 消防費	1,427,632	14,000	1,441,632
8 教育費		4,843,424	303,500	5,146,924
	2 小学校費	588,054	35,500	623,554
	3 中学校費	347,267	236,500	583,767
	4 幼稚園費	762,905	15,800	778,705
	5 社会教育費	1,208,565	2,700	1,211,265
	6 保健体育費	1,699,630	13,000	1,712,630
歳 出 合 計		31,931,358	464,936	32,396,294

## 第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
総 務 費	総務管理費	文 書 管 理 事 業	1, 150
		電 算 管 理 事 業	15, 000
		交 通 安 全 対 策 事 業	16, 334
		防 災 事 業	1, 389
民 生 費	社会福祉費	介 護 保 険 円 滑 導 入 事 業	29, 219
	児童福祉費	子 ど も 手 当 支 給 事 業	10, 227
		市 立 保 育 所 施 設 整 備 事 業	53, 458
		学 童 保 育 施 設 整 備 事 業	3, 490
衛 生 費	清 掃 費	ご み 減 量 化 対 策 事 業	5, 890
		清 掃 セ ン タ ー 管 理 事 業	6, 000
土 木 費	道 路 橋 梁 及 び 河 川 費	道 路 橋 梁 維 持 補 修 事 業	90, 150
		バ リ ア フ リ ー 歩 道 整 備 事 業	31, 000
		北 田 原 南 北 線 改 良 事 業	42, 000
		道 路 新 設 改 良 事 業	48, 971
		河 川 水 路 改 修 事 業	3, 000
	都 市 計 画 費	谷 田 大 路 線 街 路 整 備 事 業	48, 163
		大 淵 鹿 畑 線 街 路 事 業	34, 000
		ふ れ あ い セ ン タ ー 管 理 事 業	3, 100
		生 駒 山 麓 公 園 整 備 事 業	7, 000
消 防 費	消 防 費	消 防 施 設 整 備 事 業	14, 000
教 育 費	小 学 校 費	小 学 校 施 設 整 備 事 業	60, 175
	中 学 校 費	中 学 校 施 設 整 備 事 業	236, 500
	幼 稚 園 費	幼 稚 園 施 設 整 備 事 業	15, 800

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
教 育 費	社会教育費	中央公民館管理事業	5,088
		文化財保護事業	2,950
		コミュニティセンター管理事業	2,700
	保健体育費	体育施設整備事業	9,000
		学校給食センター整備事業	4,000

### 第 3 表 地 方 債 補 正

1 追加

[単位 千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設整備事業	91,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

2 変更

[単位 千円]

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園整備事業	36,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	50,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生使用料	150,463	10,682	161,145	2 児童福祉使用料	10,682	市立保育所保育料
計	484,076	10,682	494,758			

[単位 千円]

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫補助金	137,489	10,227	147,716	2 児童福祉費補助金	10,227	子ども手当準備事業費補助金
5 教育費国庫補助金	185,040	91,503	276,543	2 中学校費補助金	91,503	鹿ノ台中学校耐震改修事業補助金
7 総務費国庫補助金	316,448	150,723	467,171	1 総務管理費補助金	150,723	地域活性化・公共投資臨時交付金 地域活性化・きめ細かな臨時交付金
計	1,082,255	252,453	1,334,708			

[単位 千円]

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 職員退職給与基金繰入金	548,248	46,800	595,048	1 職員退職給与基金繰入金	46,800	
計	1,312,450	46,800	1,359,250			

[単位 千円]

## (款) 20 諸収入

## (項) 4 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
4 雑入	690,324	50,001	740,325	4 雑入		50,001	損害賠償金
計	691,955	50,001	741,956				

[単位 千円]

## (款) 21 市債

## (項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 土木債	600,500	13,500	614,000	2 都市計画債		13,500	公園遊具設置事業債
4 教育債	123,900	91,500	215,400	3 中学校債		91,500	鹿ノ台中学校耐震補強事業債
計	2,342,300	105,000	2,447,300				

[単位 千円]

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	其 他				
					国県支出金	地方			
1 一般管理費	2,259,062	123,558	2,382,620	12,000 (国補)	46,800 (繰入)	64,758	3 職員手当等	108,558	
				12,000	46,800		18 備品購入費	15,000	電算用備品
3 文書費	26,097	1,150	27,247	859 (国補)		291	15 工事請負費	1,150	書庫等整備工事
5 財産管理費	534,767	-41,649	493,118	-33,360 (国補)		-8,289	15 工事請負費	-41,649	庁舎整備等工事
計	3,246,974	83,059	3,330,033	-20,501	46,800	56,760			

[単位: 千円]

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	其 他				
					国県支出金	地方			
6 介護保険費	992,910	-47,500	945,410			-47,500	28 繰出金	-47,500	介護保険特別会計繰出金
計	4,019,945	-47,500	3,972,445			-47,500			

[単位: 千円]

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	其 他				
					国県支出金	地方			
1 児童福祉総務費	1,344,913	10,227	1,355,140	10,227 (国補)			13 委託料	7,140	子ども手当システム委託料
				10,227					

[単位: 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	財 源				
					特 定 財 源	一 般 財 源			
3 保育所費	816,437	33,910	850,347	13,380 (国補)	10,682 (使)	9,848	18 備品購入費	3,087	電算用備品
				13,380	10,682		7 賃金	16,000	臨時雇賃金
				13,380	10,682		13 委託料	4,210	調査等委託料
6 学童保育費	268,854	3,490	272,344	2,608 (国補)		882	15 工事請負費	13,700	各保育所施設整備工事
				2,608			15 工事請負費	3,490	施設整備工事
計	3,507,020	47,627	3,554,647	26,215	10,682	10,730			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	財 源				
					特 定 財 源	一 般 財 源			
3 ごみ処理施設費	1,202,415	6,000	1,208,415	4,482 (国補)		1,518	11 需用費	6,000	修繕料
				4,482					
計	2,385,356	6,000	2,391,356	4,482		1,518			

(款) 6 土木費

(項) 2 道路橋梁及び河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	財 源				
					特 定 財 源	一 般 財 源			
2 道路橋梁維持費	296,022	48,150	344,172	35,972 (国補)		12,178	13 委託料	2,500	測量等委託料
				35,972			15 工事請負費	45,650	道路維持補修工事
				35,972					

計	811,252	48,150	859,402	35,972		12,178		
---	---------	--------	---------	--------	--	--------	--	--

(款) 6 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 地 方 債	其 他				
					国県支出金	源			
3 公園整備費	538,770	10,100	548,870	7,546 (国補)	13,500	-10,946	11 需用費	3,100	修繕料
計	1,958,682	10,100	1,968,782	7,546	13,500	-10,946	15 工事請負費	7,000	各公園等整備・補修工事

(款) 7 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 地 方 債	其 他				
					国県支出金	源			
3 消防施設費	88,575	14,000	102,575	11,200 (国補)		2,800	18 備品購入費	14,000	高規格救急車積載医療機器
計	1,427,632	14,000	1,441,632	11,200		2,800			

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 地 方 債	其 他				
					国県支出金	源			
3 小学校施設整備費	89,985	35,500	125,485	26,520 (国補)		8,980	13 委託料	8,500	設計委託料
計	588,054	35,500	623,554	26,520		8,980	15 工事請負費	27,000	各学校施設整備工事

## (款) 8 教育費

## (項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定	財源				
					国県支金	地方			
3 中学校施設整備費	46,618	236,500	283,118	136,814 (国補)	91,500	8,186	13 委託料	4,500	監理等委託料
計	347,267	236,500	583,767	136,814	91,500	8,186	15 工事請負費	232,000	鹿ノ台中学校耐震補強工事 各学校施設整備工事

[単位 千円]

## (款) 8 教育費

## (項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定	財源				
					国県支金	地方			
2 幼稚園施設整備費	14,500	15,800	30,300	12,333 (国補)		3,467	13 委託料	6,000	耐震診断委託料
計	762,905	15,800	778,705	12,333		3,467	15 工事請負費	5,800	各園施設整備工事
							18 備品購入費	4,000	各園用備品

[単位 千円]

## (款) 8 教育費

## (項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定	財源				
					国県支金	地方			
10 コミュニティセンター費	57,074	2,700	59,774	2,160 (国補)		540	15 工事請負費	2,700	コミュニティセンター施設整備工事
計	1,208,565	2,700	1,211,265	2,160		540			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				補正額	財源				
					特定 国県支出金	地方債			
2 体育施設費	787,582	9,000	796,582	6,724 (国補)		2,276	15 工事請負費	9,000	各体育施設整備工事
3 学校給食センター運営費	322,663	4,000	326,663	2,988 (国補)		1,012	15 工事請負費	4,000	施設整備工事
計	1,699,630	13,000	1,712,630	9,712		3,288			

議案第 13 号

平成 21 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）

平成 21 年度生駒市の介護保険特別会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 286,937 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,755,202 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 3 月 9 日提出

生駒市長 山下 真

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

## 歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		1,098,031	-67,050	1,030,981
	1 国庫負担金	1,003,895	-67,050	936,845
4 支払基金交付金		1,705,764	-114,000	1,591,764
	1 支払基金交付金	1,705,764	-114,000	1,591,764
5 県支出金		851,827	-56,450	795,377
	1 県負担金	827,297	-56,450	770,847
7 繰入金		1,032,450	-49,437	983,013
	1 一般会計繰入金	893,707	-47,500	846,207
	2 基金繰入金	138,743	-1,937	136,806
歳 入 合 計		6,042,139	-286,937	5,755,202

## 歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		5,634,435	-380,000	5,254,435
	1 介護サービス等諸費	5,335,644	-380,000	4,955,644
4 基金積立金		1,025	93,063	94,088
	1 基金積立金	1,025	93,063	94,088
歳 出 合 計		6,042,139	-286,937	5,755,202

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	1,003,895	-67,050	936,845	1 現年度分	-67,050	
計	1,003,895	-67,050	936,845			

[単位 千円]

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 介護給付費交付金	1,690,330	-114,000	1,576,330	1 現年度分	-114,000	
計	1,705,764	-114,000	1,591,764			

[単位 千円]

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	827,297	-56,450	770,847	1 現年度分	-56,450	
計	827,297	-56,450	770,847			

[単位 千円]

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 介護給付費繰入金	704,305	-47,500	656,805	1 現年度分	-47,500	

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
計	893,707	-47,500	846,207				

[単位 千円]

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 介護給付費準備基金繰入金	85,403	-1,937	83,466	1 介護給付費準備基金繰入金		-1,937	
計	138,743	-1,937	136,806				

[単位 千円]

歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明	
				補正額		一般財源				
				国県支出金	地方債					その他
1 介護サービス等給付費	4,966,412	-343,000	4,623,412	-111,475 (国負)	-145,775 (基)	-85,750	19 負担金補助及び交付金	-343,000	居宅介護サービス施設介護サービス給付費 -181,424 -161,576	
2 介護予防サービス等給付費	369,232	-37,000	332,232	-12,025 (国負)	-15,725 (基)	-9,250	19 負担金補助及び交付金	-37,000	介護予防サービス給付費	
計	5,335,644	-380,000	4,955,644	-6,529 (県負)	-11,100 (繰入)	-95,000				

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明	
				補正額		一般財源				
				国県支出金	地方債					その他
1 介護給付費準備基金積立金	632	93,063	93,695			93,063	25 積立金	93,063	介護給付費準備基金	
計	1,025	93,063	94,088			93,063				

議案第 14 号

平成 21 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）

平成 21 年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 800,000 千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,410,362 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 3 月 9 日提出

生駒市長 山下 真

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

### 歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		2,054,215	680,000	2,734,215
	1 国庫負担金	1,768,088	680,000	2,448,088
6 県支出金		409,967	120,000	529,967
	2 県補助金	352,102	120,000	472,102
歳 入 合 計		9,610,362	800,000	10,410,362

### 歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		6,246,055	800,000	7,046,055
	1 療養諸費	5,613,099	650,000	6,263,099
	2 高額療養費	585,596	150,000	735,596
歳 出 合 計		9,610,362	800,000	10,410,362

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 療養給付費等負担金	1,710,223	680,000	2,390,223	1 現年度分	680,000	療養給付費負担金
計	1,768,088	680,000	2,448,088			

[単位 千円]

(款) 6 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整交付金	352,102	120,000	472,102	1 財政調整交付金	120,000	普通調整交付金
計	352,102	120,000	472,102			

[単位 千円]

歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				特 定 地 方 債	財源 その 他				
					国 支 出 金	国 負			
1 一般被保険者療養給付費	4,980,023	650,000	5,630,023	650,000 (国負) 552,500 (県補) 97,500			19 負担金補助及び交付金	650,000	療養給付費負担金
計	5,613,099	650,000	6,263,099	650,000					

[単位 千円]

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				特 定 地 方 債	財源 その 他				
					国 支 出 金	国 負			
1 一般被保険者高額療養費	511,633	150,000	661,633	150,000 (国負) 127,500 (県補) 22,500			19 負担金補助及び交付金	150,000	高額療養費負担金
計	585,596	150,000	735,596	150,000					

[単位 千円]

議案第 15 号

平成 21 年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）

平成 21 年度生駒市の下水道事業特別会計の補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 1 表繰越明許費補正」による。

平成 22 年 3 月 9 日提出

生駒市長 山 下 真

# 第 1 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
下水道費	下水道費	浄化センター管理事業	363
		浄化センター施設整備事業	33,869

2 変更

[単位 千円]

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
下水道費	下水道費	公共下水道管渠整備事業	280,000	公共下水道管渠整備事業	360,000

議案第 16 号

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 22 年 3 月 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例

生駒市行政組織条例（平成 2 年 3 月生駒市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「都市整備部」を「まちづくり推進部」に改め、「開発部」を削る。

第 2 条都市整備部の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 緑化及び景観に関すること。

第 2 条都市整備部の項に次の 2 号を加え、同項を同条まちづくり推進部の項とし、同条開発部の項を削る。

(6) 関西文化学術研究都市建設の推進に関すること。

(7) 市街地再開発事業に関すること。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 22 年 3 月 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年 3 月生駒市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第 7 条の 2 任命権者は、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年 7 月生駒市条例第 23 号）第 10 条第 4 項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第 3 条第 2 項、第 4 条又は第 5 条の規定により勤務時間が割り振られた日（第 10 条第 1 項において「勤務日等」という。）のうち同項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤

務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第10条第1項中「第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に、「（休日）」を「（第7条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日）」に改める。

第15条第3項中「（昭和32年7月生駒市条例第23号）」を削る。

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

第2条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年9月生駒市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「休日及び」を「時間外勤務代休時間、休日及び」に改め、「並びに年次有給休暇並びに休職の期間」を削り、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 年次有給休暇及び休職の期間

（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条中「ときは」の次に「、勤務時間等条例第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」を加える。

第10条に次の3項を加える。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。）の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定

にかかわらず、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間等条例第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する市長が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する市長が規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

#### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

議案第 18 号

生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 22 年 3 月 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和 31 年 11 月生駒市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

附則第 9 項中「100 分の 0.3」を「100 分の 5」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、地域手当、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額額は、同表に規定する額とする。

(生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第 2 条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 35 年 9 月生駒市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の0.3」を「100分の5」に改め、同項に次の  
ただし書を加える。

ただし、地域手当、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月  
額は、同項に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

議案第 19 号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

上記の議案を提出する。

平成 22 年 3 月 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年 7 月生駒市条例第 23  
号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（給料の月額の特例）

19 平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間、給料表の適用を受ける職員（再任用短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員を除く。）の給料の月額（地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当の額の算出の基礎となるものを除く。）は、第 3 条並びに第 4 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 9 項並びに生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年 3 月生駒市条例第 3 号）附則第 7 項から第 9 項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、その額に 100 分の 1（職務の級が 6 級以上である職員にあっては、100 分の 2）を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号

生駒市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 22 年 3 月 9 日

生駒市長 山 下 真

生駒市土地開発基金条例を廃止する条例

生駒市土地開発基金条例（昭和 44 年 10 月生駒市条例第 13 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

生駒市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 22 年 3 月 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(生駒市国民健康保険税条例の一部改正)

第 1 条 生駒市国民健康保険税条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「47 万円を」を「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 703 条の 4 第 1 2 項の政令で定める金額を」に、「、47 万円」を「、当該政令で定める金額」に改め、同条第 3 項中「12 万円を」を「法第 703 条の 4 第 2 1 項の政令で定める金額を」に、「、12 万円」を「、当該政令で定める金額」に改め、同条第 4 項中「9 万円」を「10 万円」に改める。

第 3 条第 1 項中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）」を「法」に、「100 分の 5.5」を「100 分の 7.2」に改める。

第 4 条中「22,800 円」を「27,600 円」に改める。

第 5 条第 1 号中「第 15 条」を「第 23 条」に、「25,200 円」を「30,000 円」に改め、同条第 2 号中「12,600 円」を「15,000 円」に改める。

第6条中「100分の2.5」を「100分の2」に改める。

第7条中「3,600円」を「8,400円」に改める。

第8条第1号中「4,800円」を「9,600円」に改め、同条第2号中「2,400円」を「4,800円」に改める。

第19条を第27条とし、第16条から第18条までを8条ずつ繰り下げる。

第15条中「47万円を」を「法第703条の4第12項の政令で定める金額を」に、「、47万円」を「、当該政令で定める金額」に、「同条第3項本文」を「第2条第3項本文」に、「12万円を」を「法第703条の4第21項の政令で定める金額を」に、「、12万円」を「、当該政令で定める金額」に、「同条第4項本文」を「第2条第4項本文」に、「9万円」を「10万円」に改め、同条第1号ア中「15,960円」を「19,320円」に改め、同号イ中「17,640円」を「21,000円」に、「8,820円」を「10,500円」に改め、同号ウ中「2,520円」を「5,880円」に改め、同号エ中「3,360円」を「6,720円」に、「1,680円」を「3,360円」に改め、同条第2号ア中「11,400円」を「13,800円」に改め、同号イ中「12,600円」を「15,000円」に、「6,300円」を「7,500円」に改め、同号ウ中「1,800円」を「4,200円」に改め、同号エ中「2,400円」を「4,800円」に、「1,200円」を「2,400円」に改め、同条第3号ア中「4,560円」を「5,520円」に改め、同号イ中「5,040円」を「6,000円」に、「2,520円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「720円」を「1,680円」に改め、同号エ中「960円」を「1,920円」に、「480円」を「960円」に改め、同条を第23条とする。

第14条第1項中「次条」を「第23条」に改め、同条を第15条とし、同

条の次に次の 7 条を加える。

(特別徴収)

第 16 条 当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 56 条の 89 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢 65 歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日の属する年の 4 月 2 日から 8 月 1 日までの間に、国民健康保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(特別徴収義務者の指定等)

第 17 条 前条の規定による特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第 18 条 年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の 10 日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第 19 条 年金保険者が市長から法第 718 条の 5 第 1 項の規定による通知を

受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る国民健康保険税徴収の実績その他必要な事項を当該通知をした市長に通知しなければならない。

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第20条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の37第1項に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。

2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第21条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とす

る。)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 第16条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から9月30日までの間

(2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間

(3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間

(普通徴収税額への繰入)

第22条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第14条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象

被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

第13条第1項中「国民健康保険税」を「普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税」に改め、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(徴収の方法)

第13条 国民健康保険税は、第16条、第20条及び第21条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

附則第3項から第5項まで、第7項、第11項及び第13項から第15項までの規定中「第15条」を「第23条」に改める。

(生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成20年3月生駒市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の表の平成22年度の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 附則第4項に定めるものを除き、第1条の規定による改正後の生駒市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第16条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成22年9月30日までの間においては、普通徴収の方法によって国民健康保険税を徴収

するものとする。

- 4 新条例第21条の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

議案第 22 号

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

上記の議案を提出する。

平成 22 年 3 月 9 日

生駒市長 山 下 真

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年 7 月生駒市条例第 25 号）の  
一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 35 条の 7 第 1 項」を「第 35 条の 10 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 22 年 3 月 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例

生駒市火災予防条例（昭和 37 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条の 2 を第 37 条の 3 とし、第 37 条の次に次の 1 条を加える。

（個室型店舗の避難管理）

第 37 条の 2 個室型店舗（カラオケボックス、個室ビデオ店、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブその他これらに類するものをいう。）の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものは、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

第 42 条中「第 37 条の 2」を「第 37 条の 3」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する改正後の生駒市火災予防条例第37条の2に規定する個室型店舗（現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む。）のうち、同条の規定に適合しないものに係る個室（これに類する施設を含む。）に設ける避難通路に面する戸の基準については、同条の規定は、平成23年3月31日までの間は、適用しない。

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 生駒市俵口町●●●●●●

氏 名 上 田 光 男

生年月日 昭和●●年●月●日

住 所 生駒市鹿ノ台北3丁目●●●●●●

氏 名 國 田 洋 子

生年月日 昭和●●年●月●●日

住 所 生駒市上町●●●●●●

氏 名 中 谷 章 子

生年月日 昭和●●年●月●日

住 所 生駒市元町2丁目●●●●●●

氏 名 辻 村 万里子

生年月日 昭和●●年●月●●日

平成22年3月9日提出

生駒市長 山 下 真